

海上交通安全法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）（第一条関係）	1
○港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）（抄）（第二条関係）	9
○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）（第三条関係）	18
○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）（第四条関係）	22
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）（附則第四条関係）	37

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 交通方法</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>第八節 異常気象等時における措置（第三十二条—第三十五条）</p> <p>第九節 指定海域における措置（第三十六条—第三十九条）</p> <p>第三章 危険の防止（第四十条—第四十三条）</p> <p>第四章 雑則（第四十四条—第五十条）</p> <p>第五章 罰則（第五十一条—第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないことができない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 交通方法</p> <p>第一節（第七節）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第八節 指定海域における措置（第三十二条—第三十五条）</p> <p>第三章 危険の防止（第三十六条—第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条—第四十六条）</p> <p>第五章 罰則（第四十七条—第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三十六条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないことができない。</p>

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

2・3 (略)

#### 第八節 異常気象等時における措置

(異常気象等時における航行制限等)

第三十二条 海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象(以下「異常気象等」という。)により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。
- 二 当該海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。
- 三 当該海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該海域内における移動を命じ、又は当該海域から退去することを命ずること。

2 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

2・3 (略)

#### (新設)

(新設)

施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第三十二条 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該海域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 前項の規定により情報を提供する期間は、海上保安庁長官がこれを公示する。

3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第三十四条 海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(新設)

(新設)

2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第三十五条 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 海上保安庁長官

二 関係地方行政機関の長

三 船舶の運航に係る者その他の海上保安庁長官が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第九節 指定海域における措置

第三十六条 (略)

(非常災害発生周知措置等)

第三十七条 (略)

2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれがなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措

(新設)

第八節 指定海域における措置

第三十二条 (略)

(非常災害発生周知措置等)

第三十三条 (略)

2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措

置（次条及び第三十九条において「非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第三十八条・第三十九条（略）

第三章 危険の防止

（航路及びその周辺の海域における工事等）

第四十条（略）

2～7（略）

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けることを要しない。

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第四十一条（略）

2～5（略）

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

（違反行為者に対する措置命令）

第四十二条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置（第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止

置（次条及び第三十五条において「非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第三十四条・第三十五条（略）

第三章 危険の防止

（航路及びその周辺の海域における工事等）

第三十六条（略）

2～7（略）

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けることを要しない。

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第三十七条（略）

2～5（略）

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

（違反行為者に対する措置命令）

第三十八条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置（第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止

するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第四十条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 三 第四十条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者
- 四 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第四十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十四条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

#### 第四章 雑則

第四十四条～第四十七条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第四十八条 第十条の二、第二十条第三項、第三十二条第一項又は第三十九条の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第十八号)第三章の規定は、適用しない。

第四十九条・第五十条 (略)

#### 第五章 罰則

するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三十六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 三 第三十六条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者
- 四 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第三十九条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

#### 第四章 雑則

第四十条～第四十三条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第四十四条 第十条の二、第二十条第三項又は第三十五条の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第十八号)第三章の規定は、適用しない。

第四十五条・第四十六条 (略)

#### 第五章 罰則

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条の二、第二十六条第一項、第三十二条第一項又は第三十九条の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者

三 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

四 第四十三条第一項の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

三 第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反したとき。

第五十二条 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十二条又は第三十六条の規定に違反した者  
(削る)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条の二、第二十六条第一項又は第三十五条の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者

三 (略)

四 第三十六条第一項の規定に違反した者

五 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

六 第三十七条第二項、第三十八条又は第三十九条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者

七 第三十九条第一項の規定に違反した者  
(新設)

第四十八条 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十二条又は第三十二条の規定に違反した者  
三 第三十六条第六項又は第三十七条第一項の規定に違反した者



2 第四十条第六項又は第四十一条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 入出港及び停泊（<u>第四条</u>—<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 航路及び航法（<u>第十一条</u>—<u>第十九条</u>）</p> <p>第四章 危険物（<u>第二十条</u>—<u>第二十二条</u>）</p> <p>第五章 水路の保全（<u>第二十三条</u>—<u>第二十五条</u>）</p> <p>第六章 灯火等（<u>第二十六条</u>—<u>第三十条</u>）</p> <p>第七章 雑則（<u>第三十一条</u>—<u>第五十条</u>）</p> <p>第八章 罰則（<u>第五十一条</u>—<u>第五十六条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p> <p>（移動の制限）</p> <p><u>第六条</u> 汽艇等以外の船舶は、<u>第四条</u>、<u>次条第一項</u>、<u>第九条及び第二十条</u>の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、<u>前条第一項の規定</u>により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定された<u>びよう地</u>から移動してはならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>第七条</u>—<u>第十条</u>（略）</p> <p>第三章 航路及び航法</p> <p>（航路）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 入出港及び停泊（<u>第四条</u>—<u>第十一条</u>）</p> <p>第三章 航路及び航法（<u>第十二条</u>—<u>第二十条</u>）</p> <p>第四章 危険物（<u>第二十一条</u>—<u>第二十三条</u>）</p> <p>第五章 水路の保全（<u>第二十四条</u>—<u>第二十六条</u>）</p> <p>第六章 灯火等（<u>第二十七条</u>—<u>第三十条の二</u>）</p> <p>第七章 雑則（<u>第三十一条</u>—<u>第四十八条</u>）</p> <p>第八章 罰則（<u>第四十九条</u>—<u>第五十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>第六条</u> 削除</p> <p>（移動の制限）</p> <p><u>第七条</u> 汽艇等以外の船舶は、<u>第四条</u>、<u>次条第一項</u>、<u>第十条及び第二十条</u>の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、<u>第五条第一項の規定</u>により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定された<u>びよう地</u>から移動してはならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>第八条</u>—<u>第十一条</u>（略）</p> <p>第三章 航路及び航法</p> <p>（航路）</p>

第十一条 (略)

第十二条 船舶は、航路内においては、次に掲げる場合を除いては、投  
びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。  
一〜四 (略)

(航法)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十九条 国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条  
件により第十三条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規  
定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、  
これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関  
して特別の定めをすることができる。  
2 第十三条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土  
交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることがで  
きる。

(削る)

第四章 危険物

第二十条 (略)

第二十一条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の  
指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊  
し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積  
載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保  
管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない

第十二条 (略)

第十三条 船舶は、航路内においては、左の各号の場合を除いては、投  
びようし、又はえい航している船舶を放してはならない。  
一〜四 (略)

(航法)

第十四条 (略)

第十四条の二 (略)

第十九条 国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条  
件により第十四条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規  
定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、  
これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関  
して特別の定めをすることができる。  
2 第十四条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土  
交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることがで  
きる。

第二十条 削除

第四章 危険物

第二十一条 (略)

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の  
指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊  
し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積  
載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管  
方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十二條 (略)

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して同項の許可をすることができる。

3 (略)

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第五章 水路の保全

第二十三條 何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。

2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱するおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。

3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそれのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

第二十四條 (略)

第二十五條 特定港内又は特定港の境界付近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれのあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。

第六章 灯火等

第二十三條 (略)

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3 (略)

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第五章 水路の保全

第二十四條 何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない。

2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱する虞のある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。

3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱する虞のある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

第二十五條 (略)

第二十六條 特定港内又は特定港の境界付近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。

第六章 灯火等

第二十六条～第二十八条 (略)

(火災警報)

第二十九条 (略)

第三十条 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、船内において、汽笛又はサイレンの吹鳴に従事する者が見やすいところに、前条に定める火災警報の方法を表示しなければならぬ。

(原子力船に対する規制)

第四十条 (略)

2 第二十条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする場合に準用する。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

第四十三条 港長は、異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶（小型船及び汽艇等以外の船舶であつて、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち、異常な気象又は海象が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 前項の規定により情報を提供する期間は、港長がこれを公示する。

第二十七条～第二十九条 (略)

(火災警報)

第三十条 (略)

第三十条の二 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、船内において、汽笛又はサイレンの吹鳴に従事する者が見易いところに、前条に定める火災警報の方法を表示しなければならぬ。

(原子力船に対する規制)

第四十条 (略)

2 第二十一条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする場合に準用する。

(新設)

3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

第四十四条 港長は、異常な気象又は海象により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(準用規定)

第四十五条 第九条、第二十五条、第二十八条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

第四十六条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定

(新設)

(準用規定)

第四十三条 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

第四十四条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定

港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十八条第二項において「指定港非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

2 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十七條第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において「非常災害解除周知措置」という。）をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつた旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十八條第二項において「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

#### 第四十七條（略）

（海上保安庁長官による港長等の職権の代行）

第四十八條 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十二條第一項第三号の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、又は同條第二項の規定により同項に規定する海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、当該港が特定港である場合に於ては当該特定港の港長に代わつて第三十九條第三項及び第四項に規定する職権を、当該港が特定港以外の港である場合に於ては当該港に係る第四十五條に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同條において準用する第三十九條第三項及び第四項に規定する職権を行うものとする。

2 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合に於ては当該特定港の港長に代わつて第五條第二項及び第三項、第六條、第九條、第十四條、第二十條第一項、第二十一條、第二十四條、第三十八條第一項、第

港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六條において「指定港非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

2 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三條第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において「非常災害解除周知措置」という。）をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつた旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六條において「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

#### 第四十五條（略）

#### 第四十六條（新設）

海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合に於ては当該特定港の港長に代わつて第五條第二項及び第三項、第七條、第十條、第十四條の二、第二十一條第一項、第二十二條、第二十五條、第三十八條第一

二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項並びに第四十四条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合に於ては当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第九条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

#### 第四十九条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第五十条 第九条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第十四条、第二十条第一項(第四十条第二項(第四十五条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三十七条第二項若しくは第三十九条第三項(これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

#### 2 (略)

### 第八章 罰則

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条、第二十二条第一項若しくは第四項又は第四十条第二項(第四十五条において準用する場合を含む。))において準用する第二十条第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第四十条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。))の規定による処分の違反となるような行為をした者

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第六条第一項、第十一条、第十二条又は第三十八

項、第二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項並びに第四十二条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合に於ては当該港に係る第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第十条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

#### 第四十七条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第四十八条 第十条(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第四十条第二項(第四十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三十七条第二項若しくは第三十九条第三項(これらの規定を第四十三条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

#### 2 (略)

### 第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第四十条第二項(第四十三条において準用する場合を含む。))において準用する第二十一条第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第四十条第一項(第四十三条において準用する場合を含む。))の規定による処分の違反となるような行為をした者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十八



条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をした者

二（略）

三 第七条第三項、第九条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十四条又は第三十九条第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

（削る）

（削る）

四 第二十四条の規定に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項又は第三十一条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第二十三条第三項又は第二十五条、第三十一条第二項、第三十六条第二項若しくは第三十八条第四項（これらの規定を第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反したとき。

第五十三条 第三十七条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

（削る）

条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をした者

二（略）

三 第八条第三項、第十条（第四十三条において準用する場合を含む。）、第十四条の二又は第三十九条第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

四 第二十四条第一項又は第三十一条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項、第三十六条第二項若しくは第三十八条第四項（これらの規定を第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

六 第二十五条の規定に違反した者

（新設）

第五十一条 第三十七条第二項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条、第八条第二項、第二十一条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者

二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条（第四十三条において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条又は第三十

第五十四条 第四条、第七条第二項、第二十条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第七条第一項、第二十三条第二項、第二十八条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十四条第二項の規定による処分に違反したとき。

第五十五条 第十条の規定による国土交通省令の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十二条第二項又は第五十四条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

四 第一条第一項の規定に違反した者

三 第三十四条第二項の規定による処分に違反した者

（新設）

第五十三条 第十一条の規定による国土交通省令の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十条第四号若しくは第五号又は第五十二条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（変更の許可等）</p> <p>第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更（第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する区域</p> <p>二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港（同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二条第一項において同じ。）の区域</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合 当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認め、海上保安庁長官が指定する区域</p> <p>四 海上交通安全法（昭和四十七年法律第十五号）第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が</p>	<p>（変更の許可等）</p> <p>第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （新設）</p>

行われている同項に規定する海域

五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この号及び第二十二條第一項において「非常災害発生周知措置」という。）がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二條第四項に規定する指定海域をいう。第二十二條第一項において同じ。）

4 海上保安庁長官は、前項第三号の規定による指定をする場合には、その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。

5 第三項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる場合に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該届出に係る航路標識の設備を当該届出に係る変更前のものと同一のものに変更し、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

6 (略)

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第十三条 (略)

259 (略)

10 第五條第六項、第六條及び第七條の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五條第六項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三條第二項ただし書」と、「同條第二項第一号」とあるのは「同條第一項第一号」と読み替えるものとする。

(非常災害時における緊急措置)

第二十二條 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、海上交通安全法第三十七條第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域又は当該指定海域に隣接する指定港内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶

(新設)

(新設)

3 (略)

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第十三条 (略)

259 (略)

10 第五條第三項、第六條及び第七條の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五條第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三條第二項ただし書」と、「同條第二項第一号」とあるのは「同條第一項第一号」と読み替えるものとする。

(非常災害時における緊急措置)

第二十二條 海上保安庁長官は、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三條第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとつたときは、同條第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二條第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。）又は当該指定海域に隣接する指定港（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三條第三

。用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 (略)

(海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

第二十二條の二 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第五條第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。

2 前項の申出をする者は、実費を勘案して国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(損失補償)

第二十三條 第十條、第十三條第六項若しくは第七項、第十九條第三項又は第二十二條第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十條第一項又は第十三條第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十條第二項又は第十三條第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九條第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、第二十二條第一項の場合にあつ

項に規定する指定港をいう。)内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認めるときは、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 (略)

(新設)

第二十三條 第十條、第十三條第六項若しくは第七項、第十九條第三項又は前條第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十條第一項又は第十三條第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十條第二項又は第十三條第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九條第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、前條第一項の場合にあつては同

ては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二・三 (略)

2・3 (略)

第三十一条 第五条第三項、第五項若しくは第六項（第十三条第十項において準用する場合を含む。）又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二・三 (略)

2・3 (略)

第三十一条 第五条第三項（第十三条第十項において準用する場合を含む。）又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 航路標識の設置及び管理</p> <p>第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理（第二条―第六 条）</p> <p>第二節 航路標識協力団体（第七条―第十条）</p> <p>第三節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第十 一条―第二十一条）</p> <p>第四節 雑則（第二十二条―第二十五条）</p> <p>第三章 航路標識に係る行為の制限（第二十六条―第三十条）</p> <p>第四章 航路標識に関する費用（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第五章 雑則（第三十五条―第四十条）</p> <p>第六章 罰則（第四十一条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（航路標識の設置及び管理の原則）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（工事原因者の工事の施行等）</p> <p>第三条 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管 理航路標識」という。）に関する工事以外の工事（以下この条及び第 三十三条において「他の工事」という。）又は管理航路標識を汚し、 若しくは損傷した行為（以下この条及び第三十三条において「他の行 為」という。）によつて必要を生じた管理航路標識に関する工事又は 管理航路標識の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為 者にさせることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 航路標識の設置及び管理</p> <p>第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理（第二条）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第三 条―第十四条）</p> <p>第三節 雑則（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 航路標識に係る行為の制限（第十七条―第二十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 雑則（第二十二条―第二十六条）</p> <p>第五章 罰則（第二十七条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p>

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認)

第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならぬ。ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持については、海上保安庁長官の承認を受けることを要しない。

2| 前項の承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 管理航路標識の位置

三 管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画

四 その他国土交通省令で定める事項

(承認の基準)

第五条 海上保安庁長官は、前条第一項の承認の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならぬ。

一 当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持が海上保安庁が行う当該管理航路標識の管理及び船舶交通の安全に支障を及ぼすものでないこと。

二 当該管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は当該管理航路標識の維持の実施計画が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 申請者が当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持をするに足りる能力を有すること。

(監督処分)

(新設)

(新設)



第六条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して

、第四条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。

一 第四条第一項の規定に違反して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をした者

二 第二十二条の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認を受けた者

2 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第四条第一項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者（以下この項において「義務者」という。）を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海上保安庁長官又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

## 第二節 航路標識協力団体

（航路標識協力団体の指定）

第七条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ

（新設）

（新設）

（新設）

確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、管理  
航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路  
標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。  
ない。

3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更し  
ようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない  
い。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届  
出に係る事項を公示しなければならない。

(航路標識協力団体の業務等)

第八条 航路標識協力団体は、前条第一項の規定による指定に係る管理  
航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理  
航路標識の維持をすること。

二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供す  
ること。

三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。

四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第一項  
の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路  
標識の維持(第四条第一項ただし書に規定するものを除く。)をしよ  
うとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計  
画について海上保安庁長官に協議しなければならない。

3 前項の工事又は維持についての第四条第一項の適用については、前  
項の規定による協議が成立することをもつて、同条第一項の承認があ  
つたものとみなす。

(監督等)

(新設)

第九条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第十条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第三節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)

第十一条 海上保安庁以外の者が航路標識(第二十一条第一項に規定するものを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準)

第十二条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 四 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)

第十三条 海上保安庁以外の者が航路標識(第十三条第一項に規定するものを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の基準等)

第十四条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 四 (略)

2 前条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

きる。

(変更の許可等)

第十三条 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更(第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第三十五条第一項において同じ。)の区域

三・四 (略)

五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この号及び第三十五条第一項において「非常災害発生周知措置」という。)がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第三十五条第一項において同じ。)

4・5 (略)

6 第十一条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更(第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二条第一項において同じ。)の区域

三・四 (略)

五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この号及び第二十二条第一項において「非常災害発生周知措置」という。)がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第二十二条第一項において同じ。)

4・5 (略)

6 第三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(供用の休廃止等の届出)

第十四条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

第十五条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の管理)

第十六条 第十一条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第十二条第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2 第十一条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第十二条第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

(措置命令等)

第十七条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

(削る)

一 第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更

(供用の休廃止等の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の管理)

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2 第三条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第四条第一項第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

(措置命令等)

第九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更し

更したとき。

二 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十一条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。

四 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第十八条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第十一条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(許可の取消し)

第十九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の許可を取り消すことができる。

(削る)

一 第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

二 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十一条第一項の許可を受けた者が第十七条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

たとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。

(新設)

第十条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(許可の取消し)

第十一条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

(新設)

(地位の承継)

第二十条 第十一条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

2 第十一条第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定められた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人)は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前項の相続人は、第十一条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても、同様とする。

4 第十二条第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第二十一条 (略)

2 4 (略)

5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 9 (略)

10 第十三条第六項、第十四条及び第十五条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第十三条第六項中「第一項ただし書」とあるのは「第二十一条第二項ただし書」

(地位の承継)

第十二条 第三条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

2 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定められた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人)は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前項の相続人は、第三条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても、同様とする。

4 第四条第一項第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第十三条 (略)

2 4 (略)

5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 9 (略)

10 第五条第六項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第六項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条

と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

#### 第四節 雑則

##### (承認等の条件)

第二十二條 海上保安庁長官は、第四條第一項の承認又は第十一條第一項若しくは第十三條第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

##### (報告徴収及び立入検査)

第二十三條 海上保安庁長官は、この章(第二節を除く。)の規定の施行に必要な限度において、第四條第一項の承認若しくは第十一條第一項の許可を受けた者又は第二十一條第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識に関する工事又は管理に関し報告を求めることができる。

2 海上保安庁長官は、この章(第二節を除く。)の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第四條第一項の承認若しくは第十一條第一項の許可を受けた者若しくは第二十一條第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識に関する工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

(削る)

第二十四條・第二十五條 (略)

第三章 航路標識に係る行為の制限

第二十六條〜第三十條 (略)

第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

##### (新設)

##### (新設)

##### (報告徴収及び立入検査)

第十四條 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三條第一項の許可を受けた者又は前條第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識の工事又は管理に関し報告を求めることができる。

2 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三條第一項の許可を受けた者若しくは前條第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識の工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

第三節 雑則

第十五條・第十六條 (略)

第三章 航路標識に係る行為の制限

第十七條〜第二十一條 (略)



第四章 航路標識に関する費用

(新設)

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等に要する費用)

第三十一条 第四条第一項の規定により海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持に要する費用は、当該工事又は維持をする者が負担しなければならない。

(新設)

(義務の履行のために要する費用)

第三十二条 この法律の規定による義務又は第六条第一項若しくは第二項、第九条第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十一条第五項若しくは第六項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項若しくは第三項若しくは第三十五条第一項の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(新設)

(原因者負担金)

第三十三条 海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(新設)

(強制徴収)

第三十四条 第六条第三項又は前条の規定に基づく負担金(第三項及び第四項において単に「負担金」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、海上保安庁長官は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

(新設)

2 海上保安庁長官は、前項の規定による督促をした場合においては、

国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3| 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海上保安庁長官は、国税滞納処分の例により負担金及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4| 延滞金は、負担金に先立つものとする。

#### 第五章 雑則

第三十五条 (略)

(海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

第三十六条 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第十三条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。

2 (略)

(損失補償)

第三十七条 第六条第二項、第十八条、第二十一条第六項若しくは第七項、第二十八条第三項又は第三十五条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第六条第二項の場合にあつては同項に規定する処分により通常生ずべき損失額又は同項に規定する措置をするのに通常要すべき費用、第十八条第一項又は第二十一条第六項の場合にあつ

#### 第四章 雑則

第二十二条 (略)

(海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

第二十三条の二 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第五条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。

2 (略)

(損失補償)

第二十三条 第十条、第十三条第六項若しくは第七項、第十九条第三項又は第二十二条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識

ては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十八条第二項又は第二十一条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第二十八条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、第三十五条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二・三 (略)

2・3 (略)

(聴聞の特例)

第三十八条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

第三十九条・第四十条 (略)

#### 第六章 罰則

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航路標識を設置したとき。

二 第十三条第一項本文の規定に違反して、許可を受けないで第十一条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、第二十二条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二・三 (略)

2・3 (略)

(聴聞の特例)

第二十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

第二十五条・第二十六条 (略)

#### 第五章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航路標識を設置した者

二 第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けないで第三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

第四十二條 第六條第一項若しくは第二項、第十七條、第十八條第一項又は第二十一條第五項若しくは第六項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四條(第二十一條第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開したとき。

二 第二十一條第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置したとき。

三 第二十一條第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

四 第二十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をしたとき。

六 第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

(削る)  
七 第三十條の規定に違反したとき。

2 第二十九條の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一條、第四十二條又は前條第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第四十五條 第十三條第三項、第五項若しくは第六項(第二十一條第十

第二十八條 第九條、第十條第一項又は第十三條第五項若しくは第六項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條(第十三條第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開した者

二 第十三條第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置した者

三 第十三條第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

四 第十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

六 第十七條第二項、第十八條第二項又は第十九條第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

七 第二十條の規定に違反した者

(新設)  
八 第二十一條の規定に違反した者

第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條(前條第七号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第三十一條 第五條第三項、第五項若しくは第六項(第十三條第十項に

項において準用する場合を含む。)又は第二十一条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

において準用する場合を含む。)又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四十条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第四十条第二項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。</p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十五条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする。</p>	<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四十条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第四十条第二項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十三条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする。</p>

